

介護機関**2. 平成26年6月30日以前に介護保険法で指定を受けた介護機関について**

介護機関の指定申請、変更等の届出については、以下の表のとおりです。

※申請・届出は、事業所ごとに提出してください。(指定はサービスごとの指定となります。)

届出を要する事項	指定申請	廃止届	変更届	休止届	その他
(1) 新たに生活保護法による指定を受ける場合	○				
(2) 既に指定介護機関である場合					
・指定介護機関が介護サービス(※)の種類を追加・変更する場合 ※平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたサービス	○				
・他法による処分を受けた場合					処分届
・指定介護機関の指定を辞退する場合(業務は継続) ※30日以上の予告期間が必要です					辞退届